

令和5年12月14日に特定事業として選定した「亶理町立学校給食センター整備運営事業」(以下「本事業」という。)について、公募型プロポーザル方式により本事業の優先交渉権者を決定したため、以下のとおり公表する。なお、選定委員会における審査講評は、8月上旬に公表する予定である。

令和6年7月5日

亶理町長 山田 周伸

第1 事業の概要

1 事業名

令和6年度 亶理町立学校給食センター整備運営事業

2 事業場所

宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地16

3 事業の目的

亶理町立学校給食センターは、1972(昭和47)年に建築され、開設から50年が過ぎ、老朽化が進行しており、建物や設備の維持修繕に多大な労力を要している状況にある。また、安全・安心な食材や衛生管理に対する保護者等の意識が高まり、食育、食物アレルギー対応等、学校給食に対するニーズが多様化している状況を踏まえ、より安全・安心な学校給食の提供に向けた、新たな学校給食センターの更新・建替えが求められている。

一方で、町の人口は2005(平成17)年の約35,000人をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化の進行により人口構造が大きく変化しているほか、財政状況も社会保障費や公債などの増加により、財政構造が硬直化し、今後も厳しい状況が続くものと見込まれることから、新たな学校給食センターの更新・建替えにあたっては運営や整備等の在り方について長期的な視点で検討する必要がある。

このような背景を踏まえ、本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるDBO手法を導入し、安全・安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から2041(令和23)年7月末までとする。

5 事業方式

本事業は、設計建設運営一括発注方式(DBO方式(Design:設計、Build:建設、Operate:運営))により実施するものとし、町は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

第2 資格審査の結果

参加資格審査書類について、3グループから提出があり、いずれのグループについても参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認した。

第3 提案審査の結果

資格審査を通過した3グループから提案書類の提出を受け、基礎審査の後、総合審査を実施した。その結果、総合審査の最高得点は、100点満点中84.23点となった。

第4 優先交渉権者の選定

審査基準に基づき、提案審査（基礎審査及び総合審査）を行い、町はその結果を踏まえ、株式会社メフォスを代表企業とするグループを優先交渉権者として選定した。

1 優先交渉権者のグループ組成

代表企業：株式会社メフォス

構成企業：阿部建設株式会社、株式会社相和技術研究所仙台事務所、株式会社シグマ
ット、株式会社中西製作所東北支店、株式会社東急コミュニティー

第5 提案価格

5,304,051,760円（税込）

第6 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
基本協定の締結	2024（令和6）年7月中旬
代表事業者との事業契約の調印（仮契約）	2024（令和6）年8月上旬
事業契約の議会の議決日 （効力の発生）	2024（令和6）年9月
事業期間	
施設の整備（設計、建設）期間	2024（令和6）年10月 ～2026（令和8）年6月末
施設引渡し （施設の供用開始は2026（令和8）年9月1日）	2026（令和8）年6月末
施設の開業準備期間	2026（令和8）年7月 ～2026（令和8）年8月下旬
供用開始日	2026（令和8）年9月 ～2041（令和23）年7月